

鹿児島市制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る契約を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の方法により行うに当たり、鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱において、制限付き一般競争入札の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が5千万円以上の建設工事で、入札に参加する者に必要な資格を入札前に審査することが特に必要であると市長が認めるものとする。

(入札参加資格)

第3条 市長は、対象工事ごとに当該対象工事に係る制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格として、次に掲げる事項を要件とする資格を定めることができる。

- (1) 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格者登録の有無
- (2) 対象工事の施工に必要な同種工事における建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値の点数
- (3) 鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱（昭和56年3月1日制定）第5条に定める総合点数
- (4) 対象工事と同種の工事の施工実績
- (5) 対象工事に配置予定の主任技術者又は監理技術者の工事経歴
- (6) 事業所の所在地
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項

2 次条の規定による公告の日から落札決定の日までの間に、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けた者又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。）に基づく入札参加除外措置を受けた者は、当該制限付き一般競争入札に参加する資格を有しないものとする。

(公告)

第4条 市長は、制限付き一般競争入札により対象工事に係る契約を締結しようとするときは、令第167条の6第1項の規定により次に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 入札に付する工事名、工事場所及び工事概要
- (2) 前条の規定により定める入札参加資格
- (3) 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の交付期間及び交付場所

- (4) 入札参加資格の審査の申請方法
- (5) 入札参加資格の審査及び通知に関する事項
- (6) 設計図書その他関係書類（以下「設計図書等」という。）の閲覧に関する事項
- (7) 設計図書等に関する質問及び回答に関する事項
- (8) 入札及び開札の日時及び場所
- (9) 入札保証金に関する事項
- (10) 入札方法
- (11) 入札の無効に関する事項
- (12) その他入札に関し必要な事項

（入札参加の手続）

第5条 前条の規定により公告された制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、同条の規定による公告（以下「公告」という。）において指定された期日までに、申請書を市長に提出しなければならない。

2 入札参加希望者は、公告において、主任技術者・監理技術者配置予定届、施工実績調書その他入札参加資格の確認資料の提出を求められているときは、これらの資料を申請書とともに、市長に提出しなければならない。

（審査）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった入札参加希望者に係る入札参加資格について審査を行うものとする。

（確認の通知）

第7条 市長は、審査の結果、入札参加資格を有することを確認した者（以下「有資格者」という。）に対しては制限付き一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により、入札参加資格を有しないことを確認した者に対してはその理由を付した確認通知書により通知するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を有しないことの確認通知を受けた者は、その通知を受けた日から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に市長に対して、当該確認通知書に付された理由についての説明を求めることができる。

（有資格者の入札参加資格喪失）

第8条 有資格者が、前条第1項の規定による確認通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該確認通知に係る制限付き一般競争入札に参加することができない。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格者としての要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

(3) 指名停止要綱に基づき指名停止を受けたとき、又は暴力団排除対策要綱に基づき入札参加除外措置を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により有資格者が制限付き一般競争入札に参加できない場合は、その理由を付して文書で当該有資格者に通知しなければならない。

(設計図書等の閲覧等)

第9条 入札参加希望者に対する対象工事の設計図書等の閲覧（以下「閲覧」という。）は、企画財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）において、公告の日から当該入札の日の前日までの間行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、閲覧を契約課以外の場所において行うことができる。

2 入札参加希望者が前項の設計図書等の購入を希望するときは、設計図書購入に関する申出書を申請書と同時に市長に提出しなければならない。

3 入札参加希望者が第1項の設計図書等に関して質問をしようとするときは、質問事項を記載した書面を、市長が定める日時までに契約課に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認め、公告において契約課以外の課を明記したときは、当該課に当該書面を直接提出することができる。

4 前項の質問事項に対する回答は、期間を定めて契約課及び市役所ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

(確認通知書の提示等)

第10条 有資格者は、対象工事に係る制限付き一般競争入札の執行の際、事前に確認通知書を契約担当職員に提示しなければならない。

2 対象工事に係る制限付き一般競争入札の執行は、鹿児島市建設工事等入札執行事務処理要領（昭和55年8月4日制定）に基づいて行うものとする。

(共同企業体施工)

第11条 制限付き一般競争入札において共同企業体方式を採用する場合の手続は、鹿児島市建設工事共同企業体取扱要領（平成4年4月1日制定）に定めるところによるものとする。

(入札結果等の公表)

第12条 市長は、制限付き一般競争入札において落札者及び落札金額が決定したときは、当該入札に係る入札者名及び各入札者ごとの各回の入札金額を速やかに公表するものとする。

2 再度の入札に付し落札者が不在の場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約によることとしたときは、市長は、当該契約の相手方及び金額を速やかに公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、対象工事に係る制限付き一般競争入札に関し必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する建設工事に係る契約について適用し、同日前に公告した建設工事に係る契約については、なお従前の例による。

(鹿児島市制限付き一般競争入札試行要綱等の廃止)

- 3 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 鹿児島市制限付き一般競争入札試行要綱（平成6年7月6日制定）

(2) 鹿児島市公募型指名競争入札試行要綱（平成6年7月6日制定）

(3) 鹿児島市建設コンサルタント業務等公募型指名競争入札試行要綱（平成6年8月23日制定）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する建設工事に係る契約について適用し、同日前に公告した建設工事に係る契約については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。